

令和6年横審第31号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年9月20日12時25分

第1海堡西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 0.9トン

登 録 長 7.29メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 36キロワット

3 事実の経過

Aは、レンタルボートとして供され、船尾に船外機を備えた和船型のFRP製モーターボートで、船体中央やや船尾寄りに操舵スタンドを配置し、同スタンドの舵輪周囲にGPSプロッター兼魚群探知機及び機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年9月20日08時15分木更津市所在のマリーナを発し、第1海堡北東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、第1海堡は、富津岬西方に築造された人工島で、その周囲を、捨て石や野面石等で積み上げられた防波壁で護岸されていて、同海堡西岸の防波壁（以下「西岸防波壁」という。）から南西方約50メートル、水深約2メートル以浅の浅所が、海底にかけて築かれた緩やかな西岸防波壁によって拡張していた。

また、a受審人は、平素、第1海堡付近での釣りの経験から、西岸防波壁付近の浅所が捨て石等によって形成されて浅くなっていることを知っており、釣りをを行うとき、水深1.5メートル以浅の海域に接近して捨て石等に接触しないよう注意していた。

a受審人は、前示釣り場に到着して釣りと移動を繰り返し行い、12時15分富津岬西端の明治百年記念展望塔と称される展望台（以下「明治展望台」という。）から265度（真方位、以下同じ。）1,800メートルの地点で、船首を023度に向けて船外機を停止し、チルトアップの状態にして漂泊を開始し、折からの南西風によって021度の方向に1.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、同乗者2人が右舷側に、自らは船尾にそれぞれ立った姿勢で釣りを開始した。

12時22分a受審人は、明治展望台から273度1,700メートルの地点に達したとき、西岸防波壁まで120メートルのところとなり、その後西岸防波壁に向かって圧流される状況であったが、釣りに夢中になり、第1海堡との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、西岸防波壁に向かって圧流されたまま漂泊を続け、12時25分少し前西岸防波壁が至近に迫った状況に気付く、船外機を始動して移動しようとしたものの、間に合わず、12時25分明治展望台から277度1,670メートルの地点において、Aは、船首が023度を向いたまま、第1海堡西岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船底外板に破口等を生じて浸水し、船舶所有者の艇によって転覆した状態でマリーナに引き付けられ、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、第1海堡南西方沖合において、漂泊中、船位の確認が不十分で、折からの南西風によって西岸防波壁に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a受審人は、第1海堡南西方沖合において、南西風が吹く状況下、釣りのため漂泊する場合、西岸防波壁付近の浅所が捨て石等によって形成されて浅くなっていることを知っていたのだから、西岸防波壁に向かって圧流されることのないよう、第1海堡との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りに夢中になり、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、折からの南西風によって圧流され、第1海堡西岸の浅所に乗り揚げた事

態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

横浜地方海難審判所

審 判 官 浅 野 活 人